

特定秘密の保護に関する法律案のポイント

特定秘密—行政機関の長が指定—

国家公務員法上の秘密

特定秘密

特定秘密

安全保障に関する情報で

次のいずれかの事項に該当

- ① 防衛
- ② 外交
- ③ 特定有害活動の防止
- ④ テロリズムの防止

に関するものとして
法案で列挙する事項

+

特段の秘匿の必要性

- ※ 指定の有効期間は上限5年(更新可能)。指定期間が30年を超える延長には内閣の承認が必要。
- ※ 政府は、指定等の運用基準を有識者から意見を聴いて策定。

特定秘密の取扱者の制限

適性評価をクリアした者のみが特定秘密の取扱いの業務を行う

行政機関内外で特定秘密を提供し、共有するための仕組みの創設

特定秘密を漏えいした者等を処罰(懲役10年以下等)

- ※ 本法を拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、
国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を規定。
- ※ 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、
法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする旨を規定。

特定秘密の保護に関する法律案

説明資料

内閣官房

特定秘密の保護に関する法律案の概要①(特定秘密の指定)

1 行政機関の長は、別表に該当する事項に関する情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるものを特定秘密として指定する。

別表

第1号（防衛に関する事項）

※ 自衛隊法別表第4に相当

- イ 自衛隊の運用又はこれに関する見積もり若しくは計画若しくは研究
- ロ 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 防衛力の整備に関する見積もり若しくは計画又は研究
- ホ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物の種類又は数量
- ヘ 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- ト 防衛の用に供する暗号
- チ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの仕様、性能又は使用方法
- リ 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のものの製作、検査、修理又は試験の方法
- ヌ 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途

第2号（外交に関する事項）

- イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの
- ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針
- ハ 安全保障に関し収集した条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報その他の重要な情報
- ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

第3号（特定有害活動の防止に関する事項）

- イ 特定有害活動の防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

第4号（テロリズムの防止に関する事項）

- イ テロリズムの防止のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国際機関又は外国の行政機関からの情報その他の重要な情報
- ハ 口に掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

2 行政機関の長は、**特定秘密の有効期間（上限5年で更新可能）**を定め、有効期間満了前においても、指定の要件を欠くに至ったときは速やかに**指定を解除**。

3 指定の有効期間が**通じて30年を超えることになるときは、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお当該指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得なければならない。**

4 行政機関の長は、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定め、特定秘密が記載された文書に特定秘密の表示をするなど、**保護のために必要な措置を講じる**。

特定秘密の保護に関する法律案の概要②(適性評価)

1 特定秘密の取扱者の制限

特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者は、適性評価により特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員に限る。

※1 行政機関の長、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官その他職務の特性等を勘案して政令で定める者については、適性評価を要せず特定秘密の取扱いの業務を行うことが可能。

※2 公益上の必要により特定秘密を提供された者（次頁参照）は、特定秘密の取扱いの業務を行う者に該当せず、適性評価を要しない。

2 実施者

行政機関の長（都道府県警察の職員の場合は、警察本部長）

3 評価対象者

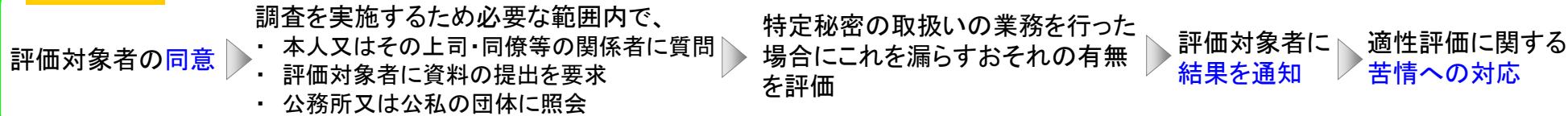
特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる
行政機関の職員若しくは契約業者の役職員又は都道府県警察の職員

4 調査事項

- ① 特定有害活動及びテロリズムとの関係に関する事項
- ② 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
- ③ 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
- ④ 薬物の濫用及び影響に関する事項
- ⑤ 精神疾患に関する事項
- ⑥ 飲酒についての節度に関する事項
- ⑦ 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

※ 家族（配偶者・父母・子・兄弟姉妹、配偶者の父母及び子をいう。）及び同居人については、①の調査に当たって、
氏名・生年月日・国籍・住所のみを調査。

5 手続

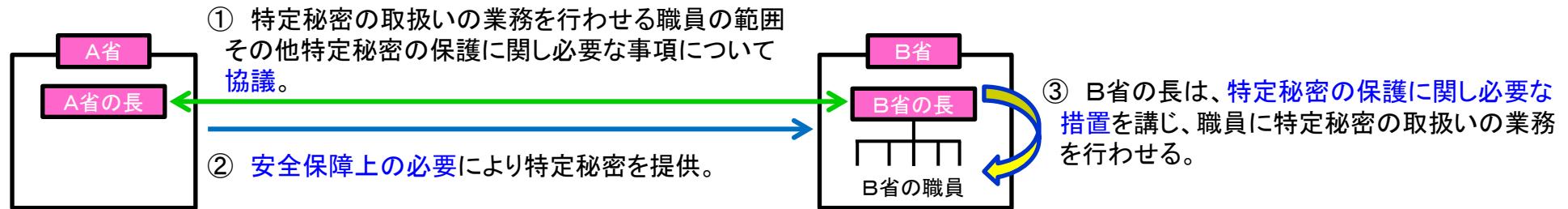


6 適性評価の実施に当たって取得する個人情報等の目的外での利用及び提供の禁止

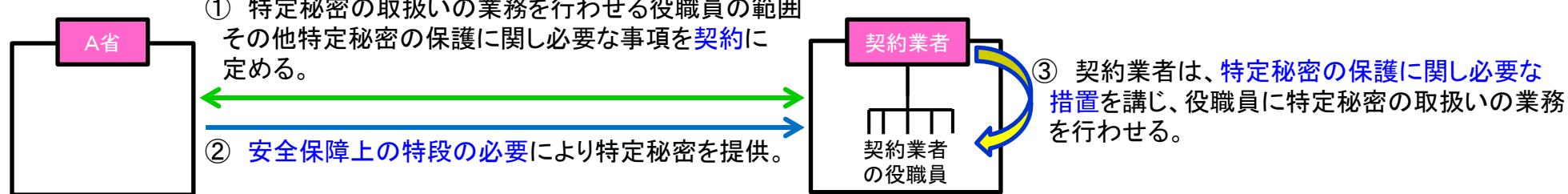
- ①適性評価の実施について同意をしなかったこと
 - ②適性評価の結果
 - ③適性評価の実施に当たって取得する個人情報
- } について、国家公務員法上の懲戒の事由等に該当する疑いがある場合を除き、
目的外での利用及び提供を禁止。

特定秘密の保護に関する法律案の概要③(特定秘密の提供)

1 安全保障上の必要による他の行政機関への特定秘密の提供



2 安全保障上の特段の必要による契約業者への特定秘密の提供



3 その他公益上の必要による特定秘密の提供

上記のほか、行政機関の長は、次の場合に特定秘密を提供することができる。

- 各議院等が行う審査・調査で公開されないもの、刑事事件の捜査その他公益上特に必要があると認められる業務において使用する場合であって、特定秘密の保護に関し必要な措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき
- 民事訴訟法第223条第6項又は情報公開・個人情報保護審査会設置法第9条第1項の規定により、裁判所又は審査会に提示する場合（いわゆるインカメラ審査で提示する場合）

特定秘密の保護に関する法律案の概要④(罰則その他)

特定秘密の漏えい等に対する罰則

- 次に掲げる者による故意又は過失による漏えいを処罰。
 - ・ **特定秘密を取り扱うことを業務とする者**
(故意:10年以下の懲役、過失:2年以下の禁錮・50万円以下の罰金)
 - ・ **公益上の必要により行政機関から特定秘密の提供を受け、これを知得した者**
(故意:5年以下の懲役、過失:1年以下の禁錮・30万円以下の罰金)
- 特定秘密の次に掲げる取得行為を処罰(10年以下の懲役)。
 - ① 人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為
 - ② 財物の窃取
 - ③ 施設への侵入
 - ④ 有線電気通信の傍受
 - ⑤ 不正アクセス行為
 - ⑥ ②～⑤以外の特定秘密の保有者の管理を侵害する行為
- 上記の漏えい(故意に限る。)又は取得行為の未遂、共謀、教唆又は煽動を処罰。

その他

- 安全保障に関する情報の保護、情報公開、公文書管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、特定秘密の指定等に関し、統一的な運用を図るための基準を定める。
- 本法の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。
- 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。
- 公布の日から1年を超えない範囲において政令で定める日から本法を施行。
(特定秘密の取扱者の制限に係る規定について、所要の経過措置を整備)
- 自衛隊法の一部を改正し、防衛秘密に関する規定を削除。
- 内閣法の一部を改正し、内閣情報官が特定秘密の保護に関する事務を掌理。